

淡路生活創造活動グループ登録制度取扱要領

淡 路 文 化 会 館

1 目的

淡路地域の生活創造活動グループ（以下「グループ」という）の活動の支援と、グループ間の相互交流を推進するため「淡路生活創造活動グループ登録制度」を設ける。

2 登録できるグループ

- (1) 淡路地区に活動の拠点があり、淡路地区で活動していること。
- (2) 地域文化・芸術文化や消費生活をはじめ、子育て・青少年育成、男女共同参画、健康福祉、環境・緑化などの生活創造活動を行っていること。
- (3) 政治、宗教に関する活動、あるいは営利目的など、淡路文化会館の業務になじまない活動をしていないこと。

3 登録グループへの支援内容

- (1) 淡路文化会館の生活創造情報プラザの施設の利用
- (2) 淡路文化会館の生活創造情報プラザの設備の利用
- (3) 淡路文化会館の催しの案内
- (4) 淡路文化会館の職員による活動に必要なアドバイス
- (5) 活動に必要な資料等の提供
- (6) 必要に応じた講師や助言者の紹介・斡旋
- (7) グループ間の相互の交流機会・場の提供

4 利用できる施設

生活創造情報プラザ

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① スペース（101、102） | ② 伝統文化コーナー |
| ③ プラザルーム | ④ 保育室 |
| ⑤ ブース（201、202、203） | ⑥ プラザ広場 |
| ⑦ 印刷製本室 | ⑧ パフォーマンススペース |
| ⑨ 資料室 | ⑩ 和室（スペース、ブース） |
| ⑪ 多目的スペース | |

5 利用できる設備

- (1) 印刷機器類（印刷製本室内 ①印刷機 ②紙折機 ③丁合機 ④拡大機）
- (2) グループロッカー
- (3) テレビ、ビデオ（プラザルーム、プラザ広場で使用可）
- (4) DVDデッキ
- (5) プロジェクター

6 グループ登録等の方法

- (1) 登録の方法
「淡路生活創造活動グループ登録申込書」（様式1）に必要事項を記入のうえ申し込む。
- (2) 変更・抹消の方法
「淡路生活創造活動グループ登録変更・抹消届」（様式2）に必要事項を記入のうえ届け出る。

7 その他

この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、手引きで定める。

附 則

改正後の制度の規定は、平成22年6月21日から適用する。

（沿革）

平成12年2月28日制定、平成14年7月8日、平成17年4月1日、平成18年10月1日改正